

江田島市教育委員会会議録

平成26年5月19日（月）平成26年第7回教育委員会会議定例会を大柿分庁舎 301 会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	9時30分
閉会	午前	10時45分

2 出席委員

委員長	三島雅司
委員長職務代理者	樋上美由紀
委員	坪木一恵
委員	柳川政憲
教育長	塚田秀也

3 出席説明員

教育次長	渡辺高久
学校教育課長	田中祐二
生涯学習課長	山井法男
西能美学校給食共同調理場総括場長	木場副行
江田島図書館長兼能美図書館長	泊野康子

4 事務局

学校教育課
主任 竹本 益美

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第12号 江田島市教育委員会いじめ防止基本方針案について
- (4) 議案第13号 教育委員会の附属機関の設置に関する条例案について
- (5) 議案第14号 平成27年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について

- (6) 承認第5号 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について
- (7) 承認第6号 大柿自然環境体験学習交流館運営委員の委嘱について
その他

7 議事の概要

○ 三島委員長

ただ今から第7回江田島市教育委員会会議定例会を開催します。

ただ今の出席委員は5名です。

定足数に達していますので、これからの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○ 三島委員長

審議に入る前に、承認第5号並びに承認第6号については、人事に関する案件ですので、審議は非公開が適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

承認第5号「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」、承認第6号「大柿自然環境学習交流館運営委員会の委嘱について」は、公開しないということに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

○ 三島委員長

全員賛成と認めます。

従いまして、本日の議題の承認第5号、承認第6号は、公開しないで審議することになります。

○ 三島委員長

それでは、日程第1、「教育長報告」を行います。

○ 三島委員長

塚田教育長から報告事項がありますので、これを許します。

○ 塚田教育長

「教育長報告」

(省略)

○ 三島委員長

以上で、教育長報告を終わります。

日程第2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第17条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めていますので、樋上委員をお願いします。

○ 三島委員長

日程第3、議案第12号「江田島市教育委員会いじめ防止基本方針案について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

3ページをお開きください。

議案第12号「江田島市教育委員会いじめ防止基本方針案について」の提案理由を説明します。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定める必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則4号）第2条第1号の規定に基づいて、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、学校教育課長をして説明させます。

○ 学校教育課長

ただ今、議題となっております、議案第12号「江田島市教育委員会いじめ防止基本方針案について」の内容についてご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。

8ページをお開きください

いじめ防止基本方針についてをご覧ください。

国においては、平成25年9月28日「いじめ防止対策推進法」が施行され、平成25年10月11日「いじめ防止基本方針」が策定されました。

広島県教育委員会においても平成26年3月19日「広島県いじめ防止基本方針」が策定されております。

本市においても「いじめ防止対策推進法」第12条の規定に基づき地域の実情に応じた、いじめの防止等のための基本的な方針を定める「江田島市教育委員会いじめ防止基本方針」を策定するものです。

4ページにおもどりください。

江田島市教育委員会いじめ防止基本方針（案）でございます。

1 策定の趣旨

2 いじめの定義等

3 市教育委員会におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

4 市教育委員会におけるいじめ防止等に関する取組

5 学校におけるいじめ防止等に関する取組

6 重大事態への取組

7 「江田島市教育委員会いじめ防止基本方針」の公表及び改訂とし、江田島市教育委員会のいじめ問題の克服に向けた基本的な方針を示しております。

次に、本基本方針の施行期日につきまして、説明いたします。

7 ページをご覧ください。

6 重大事態への取組における市教育委員会が調査を行う場合の「江田島市教育委員会いじめ問題調査委員会」及び市長の再調査のための附属機関の2つの調査組織については、6月市議会定例会において附属機関を設置する旨の議案を上程する予定であり、その議決を経て、本基本方針を施行するものとします。附属機関の内容につきましては、本日の日程第4 議案第13号「教育委員会の附属機関の設置に関する条例案について」で説明をさせていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

○ 三島委員長

ただ今の説明に対して、ご質問又はご意見はございませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それでは、本件の審議を終わります。

採決に移ります。原案に対するご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めました。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第4、議案第13号「教育委員会の附属機関の設置に関する条例案について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

11 ページをお開きください。

議案第13号「教育委員会の附属機関の設置に関する条例案について」の提案理由の説明をします。いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に基づき、重大事

態の調査を行うための附属機関を設置する必要があるので、教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則4号）第2条第3項の規定により、委員会の意見を求めるものでございます。

内容につきましては、学校教育課長をして説明させます。

○ 学校教育課長

ただ今、議題となっております、議案第13号「教育委員会の附属機関の設置に関する条例案について」の内容についてご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。

8ページをお開きください。

いじめによる重大事態発生時の対応についてのフロー図により説明いたします。学校において重大事態が発生した場合の報告については、①、②の流れによります。

次に、学校で行う事実関係の調査について、教育委員会が十分な結果が得られていないと判断する場合、教育委員会の附属機関である「江田島市教育委員会いじめ問題調査委員会」により調査を行うこととします。フロー図の③、④、⑤がそれにあたります。

次に、教育委員会は調査結果を市長に報告し、調査結果の報告を受けた市長が、再調査の必要があると判断する場合には、市長の附属機関である「江田島市いじめ問題調査委員会」による調査を行うこととしております。フロー図の⑥、⑦、⑧がそれにあたります。

本議案は、このフロー図のうち、④、⑤への対応のための「江田島市教育委員会いじめ問題調査委員会」を教育委員会の附属機関として設置するための条例案についてでございます。

それでは、12ページをお開きください。

江田島市議会6月定例会に提案する「教育委員会の附属機関の設置に関する条例」の案でございます。

第1条 趣旨

第2条 附属機関の設置

第3条 委任 となっております。

本条例が市議会において議決されたのち、6月の教育委員会会議において教育委員会規則の提案をしたいと考えております。

市長部局も、6月市議会定例会において、市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正し、「江田島市いじめ問題調査委員会」を加えるよう上程の準備をすすめております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 三島委員長

ただ今の説明に対して、ご質問又はご意見はございませんか。

(質疑なし)

○ 塚田教育長

補足説明します。

県内の23市町の附属機関の設置状況は、それぞれの市町の教育委員会が設定されていないところがありますが、必ず、附属機関にしなければなりません。附属機関等を設定して調査しなければなりませんということです。

市教育委員会は、法律や国の基本方針に書いてある附属機関ということばを重く捉えて、条例に位置付けて取り組んでまいります。

○ 三島委員長

それでは本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に対するご異議はありますか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めました。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第5、議案第14号「平成27年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

13ページをお開きください。

議案第14号「平成27年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」の提案理由を説明します。

平成27年度に市立学校で使用する教科用図書の採択に関し、基本方針を定める必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年教育委員会規則4号)第2条第9号の規定に基づいて、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、学校教育課長をして説明させます。

○ 学校教育課長

ただ今、議案となっております、議案第14号「平成27年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」の内容についてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。14ページをお開きください。

この基本方針につきましては、平成27年度の小学校における通常の学級で使用する教科

用図書の採択基本方針と、小学校及び中学校の特別支援学級における教科用図書の採択の基本方針の2つについて定めるものでございます。

内容について説明いたします。

1 採択の基本方針

(1) は、採択の基本について示しております。(2) は、適正かつ公正な採択の確保について示しております。(3) は、開かれた採択の推進として、公表する内容について定めております。

2 方法、組織及び手続き

(1) 小学校用教科用図書については、採択組織として(ア)に示す選定委員会、(イ)に示す調査員の役割等を定めています。

16ページをお開きください。

参考1として、本市における採択組織を示しております。教育委員会が教科用図書を採択するにあたり、江田島市教科用図書採択地区選定委員会の設置、調査員による調査研究結果等を経て、すべての教科用図書の審議結果の答申をもとに教育委員会が採択を行うこととなっております。

15ページにおもどりください。

(2) は学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、来年度の小学校及び中学校の特別支援学級における教科用図書の採択についての方針を定めております。

17ページの参考2をお開きください。

採択についての事務日程についての案をお示ししております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、お願いいたします。

○ 三島委員長

ただ今の説明に対して、ご質問又はご意見はございませんか。

○ 塚田教育長

補足説明をします。17ページの事務日程をご覧ください。

本日の教育委員会会議、6月・7月教育委員会会議で経過報告をさせていただいて、8月の教育委員会会議で採択します。

14ページをお開きください。

この度、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律が改正され、それに伴って同施行規則も改正されて、公表をできるだけしなさいという方向に変更になりました。

それを受けて、「(3) 開かれた採択の推進 ア次の事項について、採択後、遅滞なく公表する。」とありますように(ア)採択結果、(イ)採択理由はもとから方針にありましたが、今回、新たに(ウ) 教科書図書研究のために作成した資料、(エ) 教育委員会の会議の議事録を追加しました。そのためオープンな採択になりました。

- 樋上委員
公表の方法はどのようにしますか。
- 学校教育課長
公表の方法については、その手続きを含め、今後検討します。
- 三島委員長
それでは本件の審議を終わります。
採決に移ります。原案のとおり決することにご異議はありませんか。
(全員異議なし)

- 三島委員長
全員異議なしと認めました。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

- 三島委員長
日程第6，承認第5号「江田島市教育委員会及び教育員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。
(非公開)

- 三島委員長
全員異議なしと認め、原案どおり承認されました。

- 三島委員長
日程第7，承認第6号「大柿自然環境体験学習交流館運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。
(非公開)

- 三島委員長
全員異議なしと認め、原案どおり承認されました。

「その他」

その他では、次の項目について報告を行いました。

- (1) 教育長報告における各会議の内容について
- (2) 生活指導上の諸問題集計について
- (3) 学校給食におけるパン納入者の一時変更について
- (4) 市制10周年記念コンサートについて

次の教育委員会会議は6月16日（月）9時30分からここ301会議室で開催します。
以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により，ここに署名する。

江田島市教育委員長

署 名 委 員